



平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 あいおい損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 児 玉 正 之
(コード番号 8761 東証・大証・名証)
問合せ先 総務部次長 白 井 祐 介
(TEL 03-5424-0101)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 21 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、今般従来からの退職慰労金制度を廃止するとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役の会社業績向上に対する意欲・士気の更なる向上を目的として、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 115,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

115 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という）は 1,000 株とする。（ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② その他の行使条件については、別途取締役会において定めるものとする。

(8) その他新株予約権の細目等

上記 (1) から (7) までの細目及び (1) から (7) まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社執行役員に対しても、上記と同一内容の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を本定時株主総会の日から 1 年以内に当社取締役会の決議により付与する予定であります。

以 上